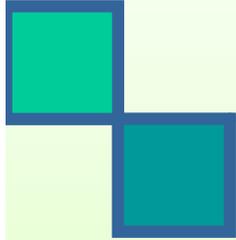




# 一般信用ファイナンスのご案内

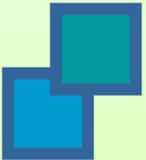


## 一般信用ファイナンスとは

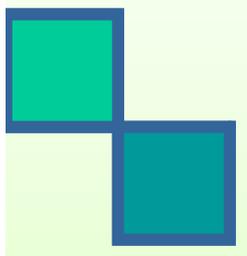


貴社の顧客が行った一般信用取引による信用買いの決済に必要なとする資金(自己融資付出しを含む)を貴社にご融資する商品です

顧客の買付株券(融資担保株券)とファイナンス担保金(貸付金額の30%、代用有価証券による差入れも可能)を担保として差入れていただきます



# 一般信用ファイナンスの特徴



現在ご利用の日証金ネットにより  
取引できます

- 貸借取引貸付と仕様の共通部分が多く、導入コストが廉価
- 

融資担保株券の適格範囲は全国  
いずれかの取引所上場銘柄とします

- IPO銘柄は上場初日から取扱い

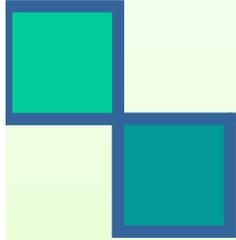
## 顧客差入れの特定代用有価証券を 担保として活用できます

- 「証券会社の分別保管に関する内閣府令」第4条第6項の特例要件(本貸付・当該担保は他の貸付と明確に区分、更新差金を毎営業日受払い等)を充足

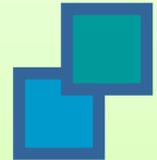
## 日証金ネットの業務間担保振替 機能が利用できます

- ファイナンス担保金代用有価証券と貸借担保金代用有価証券との振替処理を機動的に行え、保振機構の振替コストも軽減
- 代用有価証券の適格範囲は、融資担保株券と同じ

## 受渡保証金で貸付等を先行実施

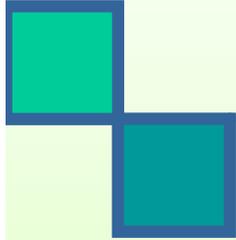
- 
- ファイナンス担保金の余剰分(特定代用有価証券を除く)を自動的に受渡保証金として充当し、貸付の実行および融資担保株券の返戻を先行実施

## 貴社資金繰りの一翼を担います

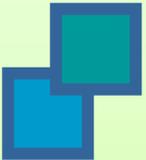


- 予め貸付限度額を設定し、その範囲内で貸付実行
- 低利で豊富な資金を機動的に供給(貸付金利については個別にご相談のうえ決定します)

## 事務処理の軽減・効率化が図れます

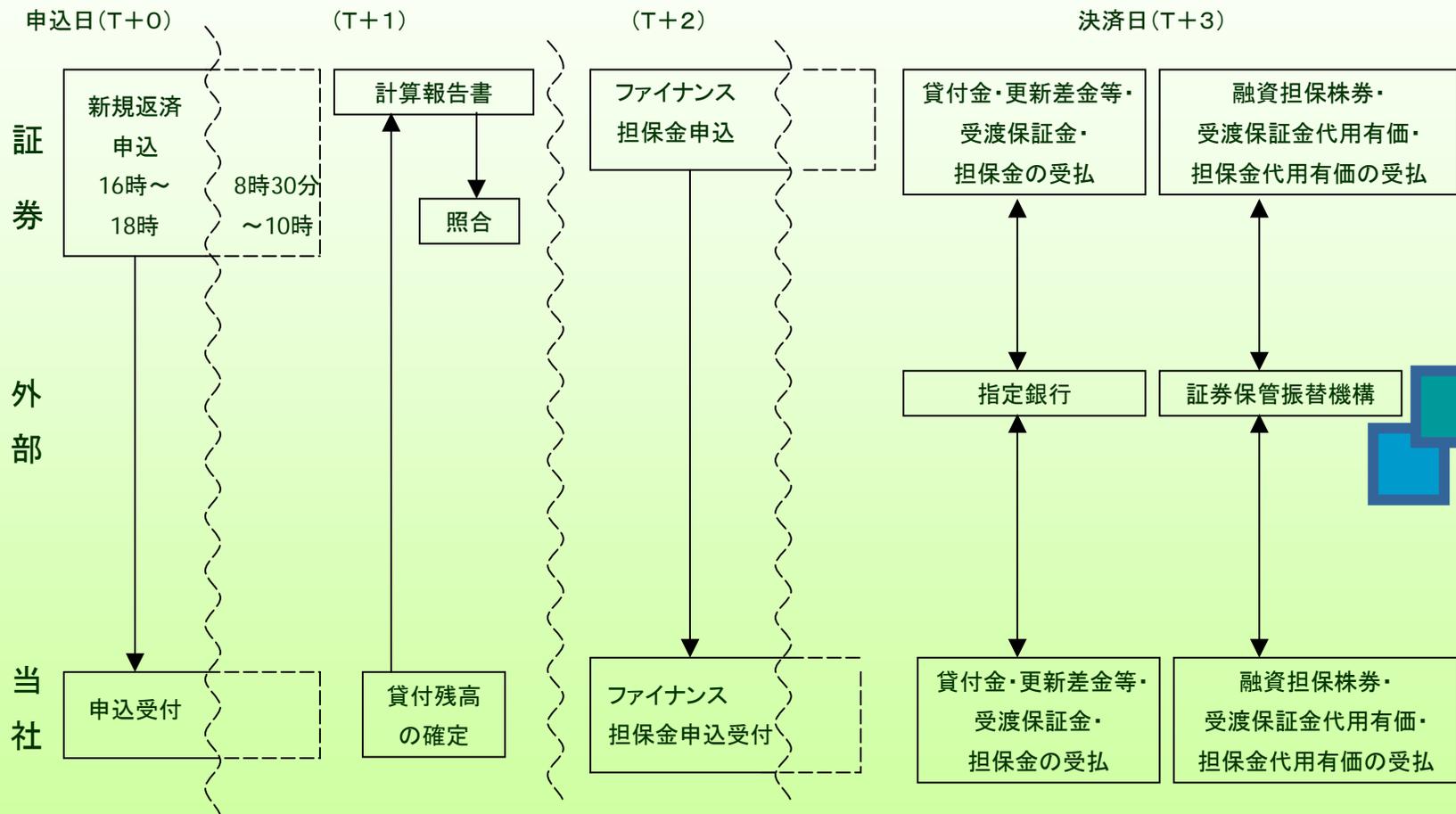
- 
- 融資担保株券にかかる配当金相当額を弊社が処理
  - 一般信用ファイナンスと貸借取引貸付の更新差金等を合算して受払いすることも可能

## 契約の締結等



- 一般信用ファイナンスのご利用にあたり、所要の契約を締結
- 手形・証書レスで貸付実行

# 一般信用ファイナンス事務フロー



## 一般信用ファイナンスの概要

### 1. 貸付スキーム

貴社の顧客が行う一般信用取引による信用買いの決済に必要とする資金を、同取引の買付株券（融資担保株券等）とファイナンス担保金を担保として、貴社に対しご融資します。なお、当初、貴社が本貸付を利用しないで一般信用取引の決済を行った後、引き続き顧客に対する信用供与を継続するため必要とする資金（いわゆる自己融資の付出し）についてもご融資します。

### 2. 申込方法

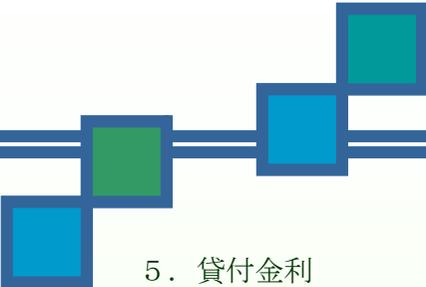
日証金ネットを通じて申込みを行っていただきます。一括ファイル伝送による申込みにも対応しています。

### 3. 貸付限度額

あらかじめ貸付限度額を設定させていただきます。なお、当該限度額は必要に応じ随時見直します。

### 4. 貸付期間

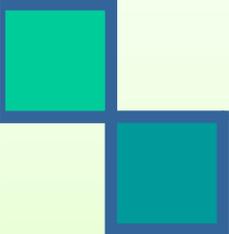
- (1) オーバーナイト貸付とします。ただし、返済のお申込みがないときは、原則としてロールオーバーの扱いとします。
- (2) 原則として貸付・返済実行日の3営業日前（申込日）に申込みを行っていただきます。ただし、申込日の翌日午前10時まで申込みの追加・訂正が可能です。



## 5. 貸付金利

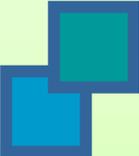
貸付金利は、個別にご相談のうえ決定させていただきます。貸付金利を変更する場合には、変更日現在の貸付残高についても一括して適用いたします。

利息の計算方法は貸借取引と同様とします。



## 6. 担 保

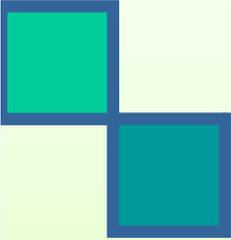
### (1) 融資担保株券等

- ①融資担保株券等は、原則として全国いずれかの取引所に上場している銘柄とします（ただし、当社が不相当と認める銘柄は除きます）。新規上場銘柄についても、上場初日より本貸付のご利用が可能です。
  - ②融資担保株券等は、毎営業日値洗いを行い、差額金を更新差金として授受します（貸借取引の更新差金と同様です）。
  - ③融資担保株券等の評価に使用する時価は、貸付実行日の3営業日前の最終値段とします。なお、重複上場している銘柄については、当社が定める優先市場の値段とします。
- 



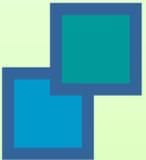
## (2) ファイナンス担保金

- ①貸付金額に30%を乗じた額の金銭をファイナンス担保金として差入れていただきます。当該担保金は、有価証券による代用も可能とし、掛目は80%（株券の場合）とします。なお、代用有価証券（株券）適格銘柄の範囲は、融資担保株券等と同様とします。
- ②代用有価証券を評価する時価は、貸付実行日の2営業日前の最終値段とします。
- ③代用有価証券には、顧客の差入れた特定代用有価証券および貴社の所有する有価証券等を充当することができます。



## 7. 新規申込みの制限等

下記の事象が発生した銘柄については、新規貸付にかかる申込みの受付を停止し、当社が定める日までに返済申込みをしていただく場合があります。

- 上場廃止の決定・監理ポスト入りになったもの
  - 株式分割・有償増資・新株予約権が付されたもの
  - 株式併合・合併・株式交換・株式移転が行われるもの
- 

## 8. 貸付金および融資担保株券等の受払方法

貸付金（新規分・返済分）のほか更新差金、利息、権利処理等手数料（貸借取引貸付と同様です）等の金銭の受払はすべてを合算し、取引銀行口座を通じて毎営業日に行います。なお、貸借取引貸付の更新差金等の受払と一括して受払いすることも可能です。

融資担保株券等および代用有価証券の受払は、証券保管振替機構における口座振替により行います。

## 9. 受渡保証金

- (1) クリアリング決済との関係で「融資担保株券等受入れ前の貸付の実行」および「貸付金返済受入れ前の融資担保株券等の返戻」を希望される場合には、受入予定の融資担保株券等および返済予定の貸付金額とに見合う金銭を受渡保証金（特定代用有価証券以外の有価証券による代用可能。代用掛目はファイナンス担保金と同じ。）として差入れていただきます。
- (2) 本貸付においては、ファイナンス担保金の余剰分（特定代用有価証券を除く）を自動的に受渡保証金に充当し、また、貸付の実行前に融資担保株券等が差入れられたときにはリアルタイムで受渡保証金所要額の減額を行うなどの機能を備えております。

## 10. 融資担保株券等の差入れが行われなかった場合の取扱い

クリアリング決済におけるフェイル発生等により融資担保株券等の差入れが行われなかった場合には、貴社がクリアリング機構から受領したフェイル代金相当額を当社に差入れていただきます。

## 11. 契約の締結

本貸付のご利用にあたっては、既に締結していただいている「約定書」に加え、新たに「一般信用ファイナンス追加約定書」（仮称）および「特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書」（一般信用ファイナンス分）を締結していただきます。

## 12. その他

- (1) 手形・証書レスで貸付実行します。
- (2) 融資担保株券等に配当等が付された場合には、当該配当金等相当額について決算差金処理を行います（貸借取引貸付と同じです）。